

国立大学法人山口大学職員給与の臨時特例に関する規則

平成24年5月29日規則第123号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人山口大学職員給与決定規則(平成16年規則第47号。以下「給与決定規則」という。)の臨時特例を定める。

(給与決定規則の特例)

第2条 平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、給与決定規則第3条各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額(国立大学法人山口大学職員給与決定規則の一部を改正する規則(平成18年規則第37号。この項において「平成18年改正規則」という。)附則第7条の規定による俸給を含み、当該職員が給与決定規則第38条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同条前段の規定により半額を減ぜられた俸給月額(平成18年改正規則附則第7条の規定による俸給を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
技能職俸給表	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
大学教育職・教務職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
附属学校教育職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77
附属学校教育職俸給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77
医療職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77
看護職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77

2 特例期間においては、給与決定規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の

支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の役職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(2) 役職手当 当該職員の役職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(3) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

(4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

(5) 地域手当相当額 当該職員の俸給月額に対する地域手当相当額の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の役職手当に対する地域手当相当額の月額に100分の10を乗じて得た額

(6) 給与決定規則第32条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからウまでに定める額

ア 給与決定規則第32条第1項又は第3項 前項及び前各号に定める額に、同条第1項又は第3項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

イ 給与決定規則第32条第2項、第5項又は第6項 前項並びに第1号、第3号及び第5号に定める額に、同条第2項、第5項又は第6項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ウ 給与決定規則第32条第4項 前項並びに第1号及び第5号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、給与決定規則第25条から第27条まで、第33条、第34条、第36条及び第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与決定規則第11条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給、広域異動手当、役職手当及び地域手当相当額の月額の合計額を1年間における1月当たりの平均の所定の勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、給与決定規則附則第8条の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第1号及び第3号から第6号まで並びに前項の規定の適用については、第1項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から給与決定規則附則第8条第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第1号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から給与決定規則附則第8条第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から給与決定規則附則第8条第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から給与決定規則附則第8条第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「俸給月額に対する地域手当相当額の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当相当額の月額から給与決定規則附則第8条第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ中「前項並びに第1号、第3号及び第5号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第1号、第3号及び第5号」と、同号ウ中「前項並びに第1号及び

第5号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第1号及び第5号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与決定規則附則第10条の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(端数計算)

第3条 この規則により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 特例期間においては、国立大学法人山口大学の運営上の特別の事情により、医学部附属病院に所属する職員のうち技能職俸給表、医療職俸給表及び看護職俸給表のいずれかの俸給表の適用を受ける者に対して、本則の規定により減ぜられた給与額と同額を給与として支給する。